

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む） 第三卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43858

昭和三十三年



事務次官

官房長

参事官

アメリカ局長

田中参事官

アフリカ局長

イギリス局長

極秘

アジア局長

三宅参事官

アジア局第一課長

沖繩社会大衆党安里委員長及び平良

書記長と藤山大臣との会談(西谷日)

三三四一ア一長記

沖繩社会大衆党委員長

安里積代

同党書記長平良幸市の両氏は四月一日午後

二時四十分から約十分間大臣と会談したがその西谷日

左記の通り。(ア一長同席)

記

外務省

回覧番号

ア一 438

安里委員長から時間がたつて單的に申し上げる

にとつたが岸總理並に外務省事務当局にも

お話しに通り島民は一括拂方式による強制的

な軍用地の接收に不満を持っており感情的になつて

いるがその感情を不必西谷にあつてはる分子があつて

これにより反米的东西を沖繩に持ち込もうとしている

外務省

土地問題はこれらの分子の反米闘争の道具とほつてあり
共産党がよ畏かう動いていふと考ふるが、かかる反米闘争
かうは問題の解決は期待できな。

社大党が今回の総選挙により第一出見とほつたこの機会
は米側としても従来のやり方を再検討するチャンスで
あり、これを逸してはほらぬと申す。この際、米側が今強行

いては、一搭拂を中止する措置をとるようには折衝して
いたであらう。その上で過去に一搭拂をやつたものを日米
間で話し合う場を得たこと、このが秋及の西々望である。
自分は、ニホかう、マツカール大使に会うが、同様の趣意を
マ大使にも話す積りだ。又、今朝も自民党政調会
の外務部会、メンバーである野村、瀬上、高岡、小瀧

領磨の諸議員に同様のことを要望してあいに
と述べた。

二
これに對し大臣から現在沖繩において第一に解決すべ
る問題は軍用土地問題であるかと所見問ふ水たのに
對し、中野はその通りである。現在現定に血が流れて
いるわけではなく止血の処を講じなければならぬ。

今のまうにどんな後かう強行して行くのでは詰り合いの
余地はないので一先中止させることが先決であると答へ
且取後に大臣から日米協調の精神から云つても
及ばぬ覚の舞するところにはどうなるよう、米玉のやつては
ことが現地の事情に副ければ、場合は善処を求め
というのかわれわれの立場である。比日二人の要望については

沖繩軍用地問題に関する懇談の概要

(昭三十四、三、三) 朔記

日時 昭和三十四年四月一日 在外務省会議室(四二号)

出席者 沖護根大景虎委員長 安里種平代

書記長 平良幸市

南才同胞援護会 吉田事務局長

総務局南才連絡事務局 石井 局長

アメリカ局 田中 参事

有田 参事

高島 参事

高島 参事

外務省

三 要旨

(一) 安里委員長より軍用地問題について各政

党を歴訪して話し合ふこと未だ加事務多局に對

しては特に詳細説明申し上げる事問題解決

に南才の河分を教示を得たいと挨拶した後

昨午六月パライス勸告発表後現地住民

は所謂土地解決問題の原則貫徹のため未だ

外務省

その間、迂余曲折はあったが、昨午、米米側
は一掃払いの土地接收を強行し、現在までに全接
収軍用地面積の約^{二三}％に對し、限定付保有
権を該定していき、こゝに對し、現地住民は依
然として反對に、米側への接收に不満を抱き、
その反對不満を煽ることにする。反米抗爭を強
くし、米側への反駁は、更に抵抗を強^くするの

結果、米市長等の問題が、若くは起り、右記の如
く、神護における反米抗爭の根本は、軍用地問題
に帰着する。従って、本問題に飽くまで
解決をせねばならぬと思ふ。今回の神護
立法院議員選挙の結果、中間鋪道と歩道
我が社会大衆党が一般住民の冷静な批判
による勝利を得た。軍用地問題の解決に

よけるの責任も痛感しているが、日本政府に
おるも本問題解決につき積極的に援助協
力を得たい。

(一) 軍用地問題の解決については、従来琉球側
と現地米軍側との間に折衝が行われて来たが、双
方の見解の相違は次の三點にしろることか
まらる。

山本側は軍用地内題と地主との経済的取引
内原であらうといふが、本内題は政治的
内題に
係るものと考えたい。

(二) 沖縄の地位は平和条約が三年に
なり暫定的
なものと考へるが、復帰の場
合は米軍側が沖縄軍
用地に対し五期限使用の権利を
取得する如き

限定付保有権を設定することは、
沖縄の土地を恒久

目的に保持せんとす。政策の善悪

この意は

(c) 軍用地に關する未側。政策は最高レベル
に於て既に決定せられたるものあり。故に變更出来ず
いし。この如く日米兩國双方の利益を阻害す。故に
この政策は變更出来ず。この考へ方はあり得
ない。

未側の強硬の現実。事態を監視し。この強硬

外務省

土地接收の強行す。或は反米政策のルツボ

となる。謀々あるを。岸田の立派な選考後の

この機会に於て日本政府は未側の話合に於て

一応未側の土地接收をストップせしめしむ。亦

針と快を對米折衝せしむ。頂上。この如き内容

願。解決の当面の最大前提である。

日本政府は右方針の意向を公せば、その方向に

外務省

副之理地手論七纏之行程たしと思ふ。
日米兩國政府の詰合に於て未測の土地格收も
ストツプするに可なり。既格收の軍用地
の同題に於ても自ら具體的解決を考慮し得
るかは否いかと思ふ。

高島事務官

(三) ④ 備前 高島事務官 昭和四年九月二十五

日立法院におき決議のたす軍用地土地問題解決
具體案に於ては主要事項は現在もその
儘生きていると考へて差支ないか。

答 琉球立法院は本解決具體案を未測
に伝達したか未測は詰合に乘る事ない
と按院が改訂案を提出する事なし
とある結果案は討し未測より何れも詰合に

法の公的権力と能く水止

万が一の損害内容若しくは国民の希望をも考慮し

慮して再検討したいと思ふ。

要するに今回「一括払」中止の対未折衝と要請
すし、この幾々の根本的考察の方は未側が「限
定付保有権」と該定すや、神護の施政権の返還
された場合未側は私法上の既得権利として
引續き土地を保有する可能性あるといふ国民側

の不安があるからである。

償内回 田中参事より 本土におきま

ず。接收に不り率永久的根拠例（小堀走路

等）になつた土地に対しては政府は損失補償

要項に基き、買上げ等の措置を講じた。

句論 神護に在るは本土と政治的背反

をいふ、この様な恒久的根拠となつた土地に

計して土地は民は一括払い反対す
 は政治的方面が強いか。または科米鬼耕
 地としての復帰使用等土地未だという不償的
 不満が強いか。(向平)

答 由 未償一括払い金額は不当にせいか
 申議人は白米人々との
 申議もさる。 申議は民の懸念として外

外務省

祖産の土地の
 九三期限の占有使用の権利を設定することは
 その土地を売却し高すことと同様の結果とな
 るとして同住民は未償の一括払いによる強制権
 用に対する民族的懸念と不安をもつている。
 日本政府は買上げ所有するということであら
 ず、反対は超計的でもなをあらう。
 中 日本政府は地主に對し、相當の補償を行

外務省

と共にその土地の必要となく作られた場合復原
費用等の補償も行ったであろう。田やその土地
の復原に費したる場合復原費用等の補償を
行つたであろう。

なお一帯地の阻止の問題以外の住民の不
満については、米例の接收による復原地域にのみ
米例と同地域も有効的に利用するならば、三分の

の元々で使用可能であるとし指摘した。

三 要旨

現地に於けるは

(桑江会長)

(米軍)による隠匿財産有枚強制

収用と即時取止めの期限を決定した借貸借契約

に切換えるべき善処を要請しているが、近々神護

軍用地市の村委員会は右趣旨の請願書を同委員会

神護市の村会及び神護市の村議会(議事録)各代表者の連署

を添えて日本政府に送付する予定であるから

右も米側に伝達し、強力なる対米折衝を要望

すべし換抄した。本問題に關し、同会長は

一昨日(三月三十日)、デミング副領事と合見、同副

領事に対し、(一)借換強制以用中止、(二)講和局

効削の土地補償問題につき陳情した。同副

領事は(一)につきは援助は指し可なり、(二)本件向

題は国防省の所管事項である。

本件地料
 不明瞭の夫が、
 の心、沖泥公取因
 たり、
 る

所情概ねおさる。軍用地々主加不備し、
 一増払地料、不きに安事例とし、某村におさるは
 軍一増払地料一坪五〇〇B円、隣接地。住安公社
 〇年間地料一〇八〇B円、隣接地民間の年間償還
 料二四〇B円、B村におさるは一増払地料一三〇一四〇
 B円、隣接地、市場売買価格八〇〇一三〇〇B円、
 右事例に到
 右事例に到

明のしおりに増払にたる地料加地、一般市場価
 格に比し、不きに安事例に代替地等、購入に到底不
 可能なる。
 正に素手之月頃までには沖泥の十々中甚地建
 設も完成の予定で、軍学諸者の屋敷は済し、
 必要と安事例なくおさる。軍用地々主は従来、
 副業収入し、甚地収入るに、
 外務省

—この大うやく生野も支えつ事下た九廿地更
改工事九改中地料以外は収メの道加なく下リ
窮迫事態に迫ハヤヤコのみ本問題々早急上解
決之申出はなら在ハ思フ

(後戻り) 神護におるは現在四〇〇〇坪の農地を引
有—こも一括払地料は^(後戻り)僅か五〇万B円相立願て
下るから自動車一台(八〇万B円)すし購メ去来ない

外務省

市

(桑江) 現在一括払地料の受領地主は七八〇名で
上。その受領者の大多数は益書直合社等の白巨
伝策動に飛せら下た者下けて在地主しこは少しも
結束を弛クはいない D E (神護地工兵隊
は一括払地料の受領地主の過少なることも不満し
しと琉球政府経済局長に対し強制収用に伴う

外務省

DE及び琉球政府との間に締結された業務契約
 による事務手続の遅延の原因を述べたが、詰問
 したため、同局長は事務上の手続遅延を承認した
 ことにか、地主側から一括払い地料の受領を拒否
 して、いさむ琉球政府としては、二十以上如何にも
 し難い強硬に反駁した模様である。

（田中参事官） 一括払い阻止に關する申議

側の方については、昨日政治的面の五折
 的の二つを受け賜うたが、支払ひ方式、地
 料の問題については、予小に此書は送いてい
 る。

（伊豆） 根本的には申議は土地も永久的
 に取得したる中、地主側も一つある。
 三二〇三年乃至五年の償還信契約に切換して
 地料は毎年払いを主張しているものがある。

田中参事(一) この問題に、ソレは、小、中、大の
 エントに在任中、日本、土におき、土地収用法
 を採用する、まう「諮問委員」と折衝し、左に
 具体的解決も見、に至り、な、左に、日本、方式
 と、米側、一、種、松、の補償方式との間の調整は、考
 へ、みる、こと、も、必要、であらう。

(字軍)

二十年の頃、債権借契約は、長、の、で、承

外務省

認め、去、来、年、の、その理由として、は、他、代、は、二、年
 五割乃至二割上昇して、この、代、代、代、果
 新、の、な、の、限、り、を、せ、ら、な、い、が、あ、ら、う、。

(南、米、局、を)

期限の定め、の、な、の、債、権、借、借、契約、は

日本、土、に、お、き、は、土、地、に、つ、き、は、長、長、二、十、年、地、上、物、権
 に、つ、き、は、その、三、倍、六、十、年、と、な、る、も、る、の、じ、た、と、こ

米側、債、権、借、借、契約、に、切、換、を、も、米、側

外務省

は軍事施設に不安定を感ぜしに中に対応する
ことは困難ではなからうか。

(柔仁) 本例が土地を使用することに時期

限を付するものではない。本例が不安を感ずる

場合は、トランプの出生による株主に対する影響を

調停委員会を設けて解決に当らしめざる可き

とす。また日本政府の調停委員の査察を

現地に派遣して調停に当らしめざる可き
とす。

(平良) 今回の津波は土地内訳に因する

要請の骨子は、標松を阻止し、もう標本

に申入れを行なうべくしてある。

右申入れは同念の強さを要する内訳であ

る。早急に応じたい。(同念の強さを要する)

(渡慶次) 一括払に於ては實際上に
 有権者としての発言権がなくなる。日本政府
 の責任におき、事内問題を解決して頂くこと
 望ましく、出来ぬは韓統の事として頂きたい
 地主個人は弱く、未来は直接地主に對し
 一括払地料の受領請求等と強行してある、
 (乘仁) 神鏡の在る地加 神鏡は民になく領土に

外務省

ありすは領土に對する未来の行政指導
 (限定付保有地の返還) も日本政府は承認したのである
 神鏡は日本に復帰し、古場屋一括払にするべき
 賃用権、収益権は日本に返還されるべきなり。
 (田中参事官) 神鏡の軍事使用目的を終
 った時、収益権を返還するべきなり。たしす中は、
 政权は完全に放棄されるべきなり。

外務省

しり可から常設判断としては施政権返
還にあつても未側の申渡の要は該を必要
とする限り同施設の使用権は引続き未側の
保有する処とあるであらう。

(5) 施政権返還の場合、倉庫、船渠、埠頭の場
合は同様、布告等による未側の処理の
効果を日本政府に認めさせることにはなるが、これは否か。

または返還諸条件を附して、施政権を返
還することをも考へられた。

(三) 定着事業
在在問題の解決については、我々
方しつても慎重に検討すべきこと、ハ、したいが、申渡の

例にあつても、問題解決の建設的意見がある
内日本は、知らせて頂きたい。

(半信) 昭和九年九月、琉球政府設立に際し、

した「軍用土地問題解決具体案」は日本政府
にも伝達したが、政府は右具体案に同意し、いかな
る対策折衝も行わなかった。

三定) 日本政府は三十を米側に伝達
し、善処を望んだ。

(善処) 軍用地内題に「それは従来東京
及びワシントンにおおむね血みじろの対策折衝を行

る内題解決に努力も続けなかった。

右折衝の経緯は記録にも残っていない。その間に

も拘束(本訂正)解決も見ることがないことは遺憾

に思ふところ。お尋ねの立法院請求については

も米側に伝達してある。

(平良) 神護如何日本々士から行政外務

すから以来、すかに十五年になるが、神護国民

の基本的問題である軍用従問題も未だに解決せしむに至るべきは甚だ遺憾である。本問題については際的適義的立場から、も早急に解決せしむべきはならないと思ふ。日本政府の無効なる対米折衝を要請する。桑江）本問題解決のため日本政府は未だに折衝を遂ぐるも一括中止の折衝

も行えもらいたい。
備考
又桑江会長より一括中止の理由として、
対米折衝の経過の逐日的な説明した。

アジア局長

事務次官

アジア局第一課長

(2)

沖繩立地院三代表の左記内容要旨

一、日時 四月十九日 (午前十一時) 於大臣官邸

二、出席者 長官 礼三 (副議長)
平良 貞一 (北大代表)
山崎 素郎 (警視庁)

田中 英三 (長官)
吉野 南雄 (代表)

三、要旨
長官 礼三、今回改選後最期の立地院の会議に
加わり、日米交渉、軍用地の確保、
軍用地の確保及び対外交渉を以て
の、南支那の土地の確保に對する

アジア局
33.4.19
局長 禮

回覧番号
ア一 535

極秘
まで

外務省

をあるに、特に軍用地の確保に
小道に於て政府の多大の支拂を以て、
を以て、軍用地の確保に對する、
政府の支拂を以て、軍用地の確保に
對する、政府の支拂を以て、軍用地の確保に

大臣、
一、概して中止の問題、打撃の暗黒の
見えて、
た、
か、
な、
心、
我々も甚だ心を要すると思ふ、
昨日マッカーサー大使を招いて、
埋地の要

外務省

又此通法一也。

大正、英國側も先々日本に對し之意見を交換せり
 有る、いふこと思ふ、実はモロー并務及
 の意見に一種折衷の上聲明をす、前々
 外務省はほゞその意圖をうき、運送法は
 モロー並務の件、同文の中より意見を以て
 申言し、モロー並務の言をうき、然るに
 の中、結内答は、内務、国防兩省の再
 議を始り、その、現地の中止の権限を
 与へ、心算をいふ。
 田中、此の事を知り、昨日改訂の
 訓令に、其のウレント、朝鮮大使の
 件は、其の事おそれ、申す、心算をいふ。

大正、在韓公使の意見、ウレント、西武社
 向の法会、おそれ、あつ、沖繩島の
 意見、有り、希望、特に、其の、公使
 につき、若くは、希望、あつ、又、公使
 殊に、北、同様、の、現地、意見を、充ち、理解、
 せ、方法、を、いふ。
 長、現地、の、具、体的、の、意見、主、張、の、根、據、を
 示、す、初、次、の、論、の、洋、物、の、出、産、計、画、
 其、中、の、一、つ、は、の、事、非、に、を、示、す、
 計、画、の、一、つ、は、の、事、非、に、を、示、す、
 平、島、の、一、つ、は、の、事、非、に、を、示、す、
 大、正、の、一、つ、は、の、事、非、に、を、示、す、
 下、の、一、つ、は、の、事、非、に、を、示、す、

三 要旨

(表紙)

ノ、ア、高野年福信は去月十日、立法院にて土地接收に関する一紙の
 中止を以て指命した旨発言したが、右言明内容の文書については
 琉球政府は未だ正式の通知を皮取つていない。接收措置の何れの段階
 (収用者及び官吏、収用者後の補償金の供出、収用者等、琉球政府の所費
 手続後の支拂等の面)に於いて詳細が不明である。最後の段階
 官費の出たのは三月二十日であった。次いで布告第六四号による土地収用
 及び琉球の支拂収収(一九五四年首末の現収)のついで説明がある。別件一書

2. 琉球土地政策のラインとは 沖縄朝野

ともに従来から要請を要する五平の復讐信託
 約で在松才成は一年毎というラインに張りはない
 当由主席は三月一日から三月五日の間に
 戻参に出る帰途松才一と未測の早用は
 内閣解体に^{対し}好意的配慮を要請する予定
 にする。また中議立法院におくも最近国民

代表と訪米七一を米例とする問題に關し折衝を
行由一々^程意向がよくなっている。米口におき今
秋行かざる選挙及び五月下旬日民党代表取組の
問題に關して訪米するところの^{日程}を定めてお
くわけ、早い時期に決着を料努めたい。

米口の政体機構の複雑性からして二つら訪

米団^{他程}の交渉に當ることも、^{巨額資料}当方の機密と見受け取る程

に直ぐその反意がみらうとするは思わぬから

代表団の要請する事項を事前以外務省に通知

し、現在米大使を通じて米例にその要旨を伝える

歩のスムーズ化をはかること、提言をする程

米代表団主張の具案を明確にする意味で他の

問題一概取返還、原爆基地化反対等一は二の

次に、李^ハ二^ハ林^ハ反^ハ討^ハを折衝の表面に打ち出し

後任新米者は前任米者の主張を
Confirm 可なり形
式でstep by step 方式で仲議の
内題を解決するとの
提言にも賛成の意あり

米軍事委員会(合科委員会)は現在
は再土地調査団派遣につきその
実施可能性を
調査するに
かゝり、三理不合理の面
あり、証人を被

告に詰問する如きは、その一例であるが、土地
調査団のメンバーに仲議の民間代表者も加えら
れる等の措置も考へておく。一ハ。
以その布令に基き、下す中、下す初米約署名
新たに下す中、下す布令にそのまゝ、横すべりに
し、その内、何れも新米約南條の相合を
よす、ないか、如きは、経路の急ぎを
認め、したや、リ、リ

この国民の不満は大きい。従って契約関係は
たゞ口裏を過ぎるだけの必要と考へる。

既採用地の中、^{はるく}単体的に不用地である指摘

されたものは、^{はるく}顕著な事例を提示して取

扱いたるものがある。資料作成の上、至急送付

下さい。

最後に今回未処理の執照指違の結果を

に外務省の協力は^{たゞ}朝野を占めておる。

自給とて、^{たゞ}宜敷く協力願う。

第12 (B 19)

資料 (単用地関係)

1. 布令164号による土地収用状況 (1958年3月31日現在)

(1) 限定付土地保有権			
(イ) 収用宣告書の出た分の坪数及び補償額			
8,869,854坪 ³³	1,615,538,483円 ⁸⁰	22,134筆	
(ロ) 収用告知書が出た分 (宣告書が未だの分) "			
3,563,931坪	517,534,068円	13,198筆	
(ハ) 計 (上記(イ)+(ロ))			
12,233,785坪 ³³	2,133,072,491円 ⁸⁰	35,332筆	
(2) 定期賃借権			
(イ) 収用宣告書の出た分の坪数及び補償額			
2,091,819坪 ⁹⁶	2,825,126円	1,619筆	(年間地料)
(ロ) 収用告知書が出た分 (宣告書が未だの分) "			
0	0		
(ハ) 計 (上記(イ)+(ロ))			
2,091,819坪 ⁹⁶	2,825,126円	1,619筆	
(3) 合計 (上記(1)+(2))			
14,325,605坪 ²⁹	2,135,897,617円 ⁸⁰	36,951筆	
(4) 新規接收と既接收地より切替えられたものとの割合			
新規	15.9%	既接收の切替え	84.1%

2. 一括払の支払状況 (1958年3月31日現在)

(1) 琉銀への供託総額	1,605,677,025円	(8,639,713坪 ⁹³)
(2) 支払認可済総額	1,552,661,729円 ⁸⁰	(6,675,162坪 ²¹)
(実際の認可額ではなく一部分のみ認可のある宣告書の場合も全部認可済として取扱っている)		
(3) 支払総額	232,119,816円	
(イ) 総坪数及び筆数	959,711坪 ²⁸	2,673筆
(ロ) 件数	785件	
(ハ) 全額受領の割合	○○○○○47.9%	
	75% "	○○○○○52.1%
(4) 受領者の一人当り平均受領額		
受領済者	785	(1件を1名と見做してあるので、実際の受領者数は若干減ることが予想される)
平均受領額	295,694円	
100%受領者の平均額	254,804円	
(75% "	*462,720"	
*は100%額に換算して平均額を出した。		

242

布令164号に基^レ收用告知書及宣告書の提出月日調 (1958.3.31現在)

①限定付土地保有者

收用告知書番号	收用告知書番号	告知年月日	宣告年月日	地域	新既区別	備考
1	100	57.5.4	57.6.4	那覇	既	
"	104	"	" 7.1.	"	"	
2	102	" 5.11.	" 8.5.	仲里, 具志川	大部既一部新	
11	120	" 6.21	" 8.13	平良, 上野	既	
12	106	" 6.11.	" 8.5.	仲里	"	
14	109	" 6.25	" 7.29	コサ, 美里	"	
15	110	" "	" 7.30	"	"	
16	117	" "	" 8.8.	浦添	"	
17	118	" 7.1	" "	"	新	定期貸借权の切替
18	119	" "	" "	"	既	
19	111	" 6.25	" 7.31.	コサ	"	
20	112	" "	" "	"	"	
21	113	" 6.26	" 8.5	北谷	"	
22	114	" "	" "	コサ	"	
23	115	" 6.27	" 8.7.	浦添	"	
24	116	" "	" 8.8.	北谷	"	
44	153	58.1.15.	58.3.19.	久志	新	
45	154	" "	" "	"	既	

收用告知書番号	收用告知書番号	告知年月日	宣告年月日	地域	新既区別	備考
47	155	58.1.15.	58.3.19.	久志	既	
41	144	" 1.17.	" 2.21.	北谷	"	
42	145	" "	" "	那覇	"	
43	146	" "	" "	国頭	"	
48	148	" 1.20.	" 2.27	具志川, 三和	新	
46	147	" 1.24.	" 2.24	嘉手納, 北谷	既	
51	151	" 1.29	" 3.3.	宜野湾, 在敷, 知念	新	定期貸借权の切替
52	152	" 1.30	" "	東平, 三和, 具志川	"	"
50	149	" "	" "	読谷, 金武, 恩納, 石川, 具志川, 勝連, 与那城	"	"
53	157	" 2.26	" 3.28	那覇	既	
59	-	" "	-	"		宣告書未提出
54		" 3.17.		宜野湾	既	"
49		" "	-	北谷		"
55		" "		宜野湾	既	"
56		" "		北谷, コサ, 北中, 城, 宜野湾	"	"
57		" 3.18		北谷, 嘉手納	"	"
58		" "		コサ, 嘉手納	"	"
60		" "	-	東平	新	"

4. 一括払受領者の最高額と最低額及び坪数

	100%受領	75%受領
最高額	1,895,028円	12,265,681円
同坪数	11,248坪(14筆)	5,240坪(10筆)
最低額	220円	427円
同坪数	28坪(1筆)	57坪(1筆)

5. 一括払に付収用箇所地域最高額最低額及び坪数

最高額	27,893,260円
同坪数	6,171.3坪
最低額	14円
同坪数	2坪

7. 一括払金の地域別支払認可額及び支払額

市町村	区分	件数	金額	坪数	筆数
卯 霸	支払認可		439,957,601.8 ⁸⁰	293,746.1 ¹¹	1,702
	支払額	183	804,422.9	56,315.6 ³	306
コ ガ	支払認可		371,884,920	222,171.4	4,509
	支払額	348	95,926,658	604,766.6 ⁵	1,216
美 里	支払認可		3,221,202	36,713	110
	支払額	19	1,423,210	12,648	38
北 谷	支払認可		157,325,340	861,850	2,696
	支払額	155	39,919,167	215,719	753
浦 添	支払認可		197,155,302	852,331.0 ⁴	4,261
	支払額	24	13,522,028	63,816	345
嘉年納	支払認可		379,717,542	2254,589	5,318
	支払額	6	914,524	5,506	15
米島 果老川	支払認可		1,165,537	48,294	43
	支払額		-		
仲 里	支払認可		739,907	40,739	3
	支払額		-		
平 良	支払認可		218,585	6,563	12
	支払額				
上 野	支払認可		1187,281	53,148	19
	支払額				
合 計	支払認可		1552,661,729 ⁸⁰	6,675,162.2 ¹	18,680
	支払額	785	232,119,816	758,271.2 ⁸	2,673

8. 一括払受領者の受領理由

家屋建築等の資金	223件
事業への投資	103 "
銀行等へ預金	93 "
海外渡航資金	62 "
生活困窮者の生活資金	51 "
負債の清算	23 "
土地購入資金	27 "
計	582件

他の203件は未調査のため不明
(主として嘉年納村、美里村)